

福井県衣服製造業最低工賃が改正されました

効力発生の日 平成27年6月18日



適用される家内労働者、及び委託者の範囲

福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業			
品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 18円
	かぎホック付け		1組につき 29円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 21円
	スナップ付け		1組につき 22円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 6円

2 スポーツ服製造業			
品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 80円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 11円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 7円
	ファスナー付け		1枚につき 50円

3 下着製造業			
品目	工程	規格	金額
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カット ワークするもの	1枚につき 21円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 13円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 9円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 8円

お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署 武生労働基準監督署 敦賀労働基準監督署 大野労働基準監督署

☎:0776(54)7722

☎:0778(23)1440

☎:0770(22)0745

☎:0779(66)3838

